

会計制度委員会報告第7号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」の改正について

平成20年3月25日  
日本公認会計士協会

会計制度委員会報告第7号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」（平成11年3月17日公表、平成18年5月19日最終改正）における「連結調整勘定」を「のれん」に改める。

適用

「会計制度委員会報告第7号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」の改正について」（平成20年3月25日）は、平成20年3月25日から適用する。

以 上